



2026 年 10 月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

こどもの人権について

こどもにも大人と同じように人権が保障されています。そのうえで、こどもが人間らしく生き、元気に成長するために「子どもの権利条約」があります。日本は 1994 年に批准しました。この条約で定められたさまざまな権利を大きく4つに分類することができます。

【生きる権利】

生命が守られ、安心して人間らしい生活を送ること

【育つ権利】

教育を受け、遊んで休み、自分らしく成長できること

【守られる権利】

暴力や虐待、放置やいじめなどから守られること

【参加する権利】

自分の意見を自由に表し、聞いてもらい尊重されること

こどもは、「守られるもの」の印象が強いですが、「自らを主張すること」も権利に含まれています。親や大人はこどもたちの意見や考えに耳を傾け、さまざまな場面で子供たちが主体的に参加できるように配慮することも心に留めておきましょう。



「ハラスメント」について

ハラスメントとは英語で harassment と綴り、「相手をしつこく悩ませ苦しめること」と訳されます。セクハラ、パワハラ、マタハラなどはよく取り上げられますね。最近では爪ハラ(職場で爪を切る行為)やアニハラ(あのアニメ作品はいいので見るべきだよといった押し付け)なども含めて数十種類といわれています。

ハラスメントは「相手方が不快と思ったらハラスメント」となりそうですが、それは配慮や注意が一方に偏り不公平です。

例えば、部下が大幅な遅刻を幾度も繰り返しており、上司は職務上の行為として繰り返し注意してきましたが、今回に限り「遅刻を強めに注意」したら、部下は遅刻癖を改善せず、上司に「パワハラだ」と言い出しました。これはパワハラなのでしょうか？



業務上に行った行為で世間一般の認識で、その注意が必要最低限であるものはハラスメントに当たりません。仕事上の注意が何もかもパワハラになると萎縮する必要はないのです。



しかし、物を投げつけたり、暴言や大勢の面前で罵倒するといった度を超えたものは一度だけでもハラスメントにあたります。

また、自分にとっては「親しみ」や「冗談」でも相手にとっては「不快」や「苦痛」になることがあります。仕事とプライベートには線を引き、業務に関係のない個人の事情やプライベートには過度に立ち入らない配慮が必要です。「それくらい普通」といった思い込みが誰かの負担になるかもしれません。そのことを念頭に置き、お互いに思いやりをもってコミュニケーションを図りましょう。

人権擁護委員による定例相談
のお知らせ
【場所】市役所 1 階122 相談室
【時間】12 時から 15 時まで
【10 月】13 日(火曜日)
【11 月】9 日(月曜日)

